

(第一類 第七号)

衆議院第三百四回国会厚生労働委員会

会議録 第五

三

衆議院 厚生労働委員会議録 第五号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(宮崎県門川町議会)

(第一二九三号)

国による「妊娠婦医療費助成制度」創設を求める意見書(栃木県芳賀町議会)(第一二九四号)

後期高齢者の医療費窓口負担に関する意見書(宮城県後期高齢者医療広域連合議会)(第一二九五号)

コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書(茨城県牛久市議会)(第一二九六号)

自殺防止対策の拡充を求める意見書(長野県議会)(第一二九七号)

指定難病医療費助成制度の拡充に関する意見書(兵庫県尼崎市議会)(第一二九八号)

児童扶養手当制度の拡充を求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第一二九九号)

児童扶養手当制度の拡充を求める意見書(埼玉県松伏町議会)(第一三〇〇号)

新型コロナウイルス感染症対策に対する意見書(青森県議会)(第一三〇一号)

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(岩手県一関市議会)(第一三〇二号)

新型コロナウイルスワクチンに関する意見書(石川県小松市議会)(第一三〇三号)

滑な実施を求める意見書(石川県珠洲市議会)(第一三〇四号)

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(岐阜県郡上市議会)(第一三〇五号)

新型コロナウイルス感染症対策を求める意見書(愛知県犬山市議会)(第一三〇六号)

新型コロナウイルスワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向けた意見書(滋賀県長浜市議会)(第一三〇七号)

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(兵庫県稻美町議会)(第一三〇八号)

新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅

速な情報提供等を求める意見書(奈良県議会)

(第一三〇九号)

新型コロナウイルスワクチンに係る接種体制等の構築を求める意見書(香川県善通寺市議会)

(第一三一〇号)

大規模物流倉庫など広域的集団感染の対応強化を求める意見書(千葉県流山市議会)(第一三一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外七名提出、衆法第二号)

○とかしき委員長 これより会議を開きます。内閣提出、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、令和六年四月の医師に対する時間外労働の上限規制の適用の開始に向け、提供する医療の性質上、勤務する医師が長時間労働となる医療機関を都道府県知事が指定する制度を創設し、当該指定を受けた医療機関の管理者は医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置を実施することとしています。

第二に、診療放射線技師等について、専門性の活用の観点から、その業務範囲を拡大するとともに、医師及び歯科医師について、資質向上の観点から、養成課程の見直しを行うこととしています。

第三に、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加するとともに、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援を行うこととしています。

第四に、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のため、医療資源を重点的に活用する外来医療等についての報告制度を創設することとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定

説明いたします。

今後とも、人口減少、高齢化の進展等に伴う人の構築や医療需要の変化が見込まれ、また、新興感染症等への備えと対応が一層求められる中、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立、医療専門職が自らの能力を生かし、より能動的に対応できる取組の推進、新興感染症等にも対応した医療計画の策定や地域医療構想の実現等を通じて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進していくため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、令和六年四月の医師に対する時間外労働の上限規制の適用の開始に向け、提供する医療

の性質上、勤務する医師が長時間労働となる医療機関を都道府県知事が指定する制度を創設し、当該指定を受けた医療機関の管理者は医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置を実施することとしています。

第二に、診療放射線技師等について、専門性の活用の観点から、その業務範囲を拡大するとともに、医師及び歯科医師について、資質向上の観点から、養成課程の見直しを行うこととしています。

第三に、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加するとともに、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援を行うこととしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定

の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただきことをお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、尾辻かな子さん。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○尾辻議員 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国で新型コロナの感染確認がされてから一年以上が経過しましたが、医療、介護、障害福祉、子ども・子育て支援の現場で働く方々は、自らの感染リスク、自分が患者や利用者に感染させてしまうのではないかとの不安を抱きながらも、支援が必要な方々の生活を支え、そして命や健康を守るために、強い使命感を持って日々懸命に努力をされています。

しかし、政府の慰労金の支給は昨年六月末まで

の期間にとどまり、保育所や学童保育で働く方々や保険薬局の薬剤師などは支給対象外でした。

その後、第二、第三波と感染者も増加し、再びの緊急事態宣言、変異株など、現場で働く環境は過酷さを増し、離職者も増加しています。

多くの医療機関、介護、障害福祉サービス事業所等の経営は悪化しており、その結果、病院の約四割が冬のボーナスを減額支給したという調査結果もあります。厚労省の病床確保支援も届いておらず、医療崩壊、介護崩壊しかねない状況です。

このため、私たちは、医療などの現場を支援す

るため、再度慰労金を支給すべきと考えました。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

本法律案では、国は、一定の要件を満たす医療従事者等、医療機関等以外の場所において新型コロナの患者と接する業務に従事する者、医療の提

画の認定制度の期限を令和五年九月三十日までとすることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容

供に密接に関連する業務の従事者、保険薬局の薬剤師、介護、障害福祉サービス事業所等の職員及び子ども・子育て支援施設等の業務従事者に対しても、その者の請求により、慰労金を支給することとしております。

具体的には、二〇二〇年七月一日から二〇二一年一月三十一日までの間に新型コロナの発生等に対応した医療機関や介護、障害福祉サービス事業所等で患者や利用者と接する業務に十日以上従事した場合には、二十万円の慰労金を支給いたします。

前回政府が実施した慰労金の対象者に加え、保育所、幼稚園、学童保育等の子ども・子育て支援施設等の業務従事者、保険薬局の薬剤師等に対しても五万円等の慰労金を支給いたします。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○とかしき委員長 以上で両案の趣旨の説明は終りました。

○とかしき委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

○とかしき委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十四日水曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一願願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○とかしき委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改定する法律案

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一一部改正)

第一條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一百四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

五百条 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間にわたりて国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他他の関係者が適切に対処するため必要な指針を定め、これを公表するものとする。

五百五条 第百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の三号に、「第四号」を「第五号」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「病院」を「前号に掲げるもののほか、病院」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

第三十条の十八の二第一項中「第二号」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「病院」を「前号に掲げるもののほか、病院」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

第三十条の十八の二第一項及び前条第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十二条 第二十九条第三項第三号及び第四項第三号中「又は第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項」を「第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項」に改める。

第三十三条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十四条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十五条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十六条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十七条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十八条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十九条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十一条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十二条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十三条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十四条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十五条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十六条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十七条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十八条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第四十九条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第五十条 第三十条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

とができる。

第三十条の五中「第三十条の十八の二第一項」を「第三十条の十八の四第一項」に改める。

第三十条の二第一項中「一般病床又は療養病床」を「療養病床又は一般病床」に改める。

第三十条の二第一項中「第三十条の十八の四第三項」に「第三十条の十八の二第一項」を「第三十条の二第一項」に改める。

二第三項」を「第三十条の十八の四第三項」に「第三十条の十八の二第一項」を「第三十条の二第一項」に改める。

二 当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨を是正させることを命ずることができる。

三 その他厚生労働省令で定める事項

二第三項」を「第三十条の十八の四第三項」に「第三十条の十八の二第一項」を「第三十条の二第一項」に改める。

る。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは、「無床診療所」と読み替えるものとする。

第九十二条中「第三十条の十三第五項」の下に「又は第三十条の十八の二第二項」を加える。
第一百六条中「第三十条の十八の二第一項」を

「第三十条の十八の四第一項」に改める。
附則に次の十九条を加える。

第一百七条 厚生労働大臣は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、

医療機関勤務環境評価センターとして指定す

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該医療機関勤務環境評価センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 医療機関勤務環境評価センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出がないときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第一百八条 医療機関勤務環境評価センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
一 病院又は診療所の管理者からの求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと。
二 病院又は診療所における医師の労働時間の短縮のための取組について、病院又は診療所の管理者に対し、必要な助言及び指導

を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、病院又は診療所における医師の労働時間の短縮を促進するための業務を行うこと。

第百九条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を行つたときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

第一百十条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を受けようとする者から、医療機関勤務環境評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。
第一百一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第九条の規定により通知された評価の結果を公表しなければならない。

2 都道府県知事は、第九条の規定による評価の結果の通知を受けたときは、当該評価に係る病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

3 都道府県又は第三十条の二十一第二項の規定による委託を受けた者は、当分の間、同条第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事務に加え、第一項の規定により公表された評価の結果について特に留意するものとする。

第一百十二条 医療機関勤務環境評価センターは、第一百八条第一項各号に掲げる業務(以下

「評価等業務」という。)を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程(次項及び第百二十条第一項第三号において「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が評価等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第一百十三条 医療機関勤務環境評価センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、評価等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一百十四条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務以外の業務を行つてゐる場合には、当該業務に係る経理と評価等業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第一百十五条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、評価等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第一百十六条 医療機関勤務環境評価センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、評価等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第一百十七条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受

けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第一百十八条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務諮問委員会を置かなければならぬ。

2 評価等業務諮問委員会は、医療機関勤務環境評価センターの代表者の諮問に応じ、評価等業務の実施方法、評価等業務に基づく評価の結果その他評価等業務の実施に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに関し必要とする意見を医療機関勤務環境評価センターの代表者に述べることができる。

3 評価等業務諮問委員会の委員は、医療機関勤務環境評価センターの代表者の諮問に応じ、高い識見を有する者その他学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関勤務環境評価センターの代表者が任命する。

第一百十九条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、評価等業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第一百二十条 厚生労働大臣は、評価等業務の適正な運営を確保するためには必要があると認めるときは、医療機関勤務環境評価センターに定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第一百二十二条 厚生労働大臣は、評価等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

2 第六条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第一百二十三条 厚生労働大臣は、この法律を施

に違反したとき。

都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

第一百八十九条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る)を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所(当該都道府県の区域に所在するものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、携帯特定地域医療提供機関として指定することができる。

の場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師(第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限りる。)」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第一百八十二条」と、前条第一項第一号中「第百十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行わなくなつた」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第一百九条 都道府県知事は、当分の間、次の

第一百十九条 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいづれかに該当する病院又は診療所で、あつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの(当該都道府県の区域に所在するものに限る)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

一 医師法第十六条の二第一項の都道府県より事の指定する病院 同項の臨床研修を受けける医師

二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う
う病院又は診療所 当該研修を受ける医師
第一百三十三条第二項から第七項まで、第一百十

四条及び第一百五十五条の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第一百六十六条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第一百七十七条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第一百三十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第一百十九条第一項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第一百十九条」と、第七条第一項第一号中「第一百十三条规定」とあるのは「第一百十九条第一項」と、同項第二号中「第一百十三条第三項各号」とあるのは「第一百九条第一項において準用する第一百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

分野(医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したもの(をいう。)における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師(当該研修を受けることが適

当と認められる者として厚生労働省令で定め

る要件に該当する者に限る)をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生省労働省令で定めるものがあると認められるもの(当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る)を、当該病院又は診療所の開設者の

第二百二十二条 特定地域医療提供機関、連携機関、特定労働時間短縮計画に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならない。

る医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更をするとともに、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

3 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の規定により労働時間短縮計画についてその直しのための検討を行つた結果、その変更をする必要がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

醫師のうち、その予定されている労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条及び次条において「特定対象医師」という。）に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保しなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより特定対象医師を宿日直勤務する

驗として厚生労働省令で定めるものに合格したもののは、前条の規定にかかるわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

長時間にわたる労働にく、「」を加える。

第十七条の二第一項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有

しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を

「公用試験」に改め、同条第二項を削る。

「同項」を「同条」に改める。

第七条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二
号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

第一章	總則(第一条)
第二章	免許(第二条—第八条)

第三章 試験（第九条—第十六条） 第三章の二 臨床研修（第十六条の二—第十

第四章 業務（第十七条—第二十三条の二）

第五章 歯科醫師試驗委員（第二十四条—第二十八条）

第五章の二 雜則（第二十八条の二・第二十九条の三）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条の四）

第十一條中「一に」を「いずれかに」に改め、同
条第一号中「第十六条の二第一項」の下に「及び

第十七条の二第一項】を加える。

第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する

前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験

驗として厚生労働省令で定めるものに合格したもののは、前条の規定にかかわらず、当該大

学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識

及び技能の修得のために歯科医業(政令で定

第一類第七号 厚生労働委員会議録第五号 令和三年三月十九日

条の二第一項第二号に改める。

第二十条の二第一項中「採血及び検体採取(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る)並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査」を、次に掲げる行為(第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)に改め、同項に次の各号を加える。

一 採血を行うこと。

二 検体採取を行うこと。

三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。

四 前三号に掲げる行為に関連する行為とし、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

(臨床工学校士法の一部改正)

第十一条 臨床工学校士法(昭和六十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「操作」の下に「及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置(生命維持管理装置を除く)の操作(当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む)として厚生労働省令で定めるもの(医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)」を加える。

(救急救命士法の一部改正)

第十二条 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又はその生命が」を「若しくはその生命が」に、「及び第四十四条第二項」を「並びに第四十四条第二項及び第三項」に、「又

目次中「第三章 特定民間施設の整備(第十二条第一項)」を「第一章の二 再編計画の認定(第十二条第一項)」に改める。
(第十二条第一項)」に改める。

第四条第二項第二号イ中「地域医療構想」という。」を加え、同号中へをトとし、口からホまでをハからへまでとし、イの次に次のように加える。

え、同号中へをトとし、口からホまでをハからへまでとし、イの次に次のように加える。

は診療所を「若しくは診療所」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間(当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第二項及び第三項において同じ。)」を加える。

第四十四条第二項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間」を加え、同条に次の一項を加える。

3 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間ににおいて救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間ににおいて救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間ににおいて救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一項の認定(以下「再編計画の認定」といいう。)の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。
(認定の通知)

第二項の認定(以下「再編計画の認定」といいう。)の申請は、前項の届出書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(報告の徴収)

第十一條の七 厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画(前条第一項の変更の認定又は同条第二項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。)に係る医療機関の再編の事業を行ふ医療機関の開設者(以下「認定医療機関開設

ロ 地域医療構想の達成に向けた医療機関(地域における病床の機能(医療法第三十三条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。)の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。)の運営の支援に関する事業

第六条中「三分の一」の下に「(第四条第二項第二号ロに掲げる事業に要する経費に係るものについては、その全額)」を加える。
第二章の次に次の二章を加える。
第二章の二 再編計画の認定

(再編計画の認定等)

第十一條の二 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業(以下「医療機関の再編の事業」という。)に関する計画(以下「再編計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

三 医療機関の再編の事業の実施時期

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定(以下「再編計画の認定」といいう。)の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第十一條の二 第三項及び前三条の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

3 第十一條の二 第三項及び前三条の規定は、

2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、前項の届出書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(認定の基準)

第一項の三 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再編計画が次の各号に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

一 地域医療構想の達成に向けた病床の機能

の分化及び連携を推進するために適切なものであること。

二 前条第二項各号に掲げる事項が、医療機能の分化及び連携を推進するために当該地域における協議に基づくものであること。
三 前二号に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

者」という。)に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に關し報

告をさせることができる
（認定の取消し）

第十一條の八 厚生労働大臣は、認定再編計画が第十一條の三各号のいずれかに適合しなく

なつたと認めるとき、又は認定医療機関開設

者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を実施しな、ときは、再編計画の認定し、

事業を実施しないときは、取り消すことができる。

第十一條の四及び第十一條の五の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(指導及び助言)

第十一條の九 国及び都道府県は、認定医療機関開設者に対し、認定再編計画に従つて行わ

れる医療機関の再編の事業の実施に関し必要

な指導及び助言を行うものとする。

(資金の確保) 本図は、認定医療機関開設者が刀歴

第一回の第一回は、詰定医療機関開設者が詰定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を

行うために必要な資金の確保に努めるものと

する。

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十一条」又は「第十八条」に改める。

附則第一條の二第二項中「附則第一條の二第

「項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に改

め、同条を附則第一条の三とし、附則第一条の

次に次の二条を加える。

第一條の二 都道府県は、当分の間、労働が長

時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及び

その健康を確保することにより、医師が良質

かつ適切な医療を行うことができるよう、都

道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事項を定めることは、区域法第百五十六の

項を定めるに当たっては、医療法第百五条の

良質な医療を提供する体制の確立を図るため
よう努めるものとする。

第一類第七号

診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

5 病院又は診療所の管理者は、第三項の規定により労働時間短縮計画を提出した後に、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況を踏まえ、当該労働時間短縮計画に変更を加えたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならない。

(特定労務管理対象機関の指定に係る準備行為)

第五条 第三条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という)第百十三条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同条及び新医療法第二百二十九条の規定の例により、その申請を行なうことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合には、施行日前においても、新医療法第二百二十九条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日において新医療法第二百二十九条の規定によりされたものとみなす。

第六条 前条の規定は、新医療法第二百二十九条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、前条第二項中「第二百二十九条及び」とあるのは「第二百二十九条及び」と、「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百二十九条第一項」と読み替えるものとする。

第七条 附則第五条の規定は、新医療法第二百二十九条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「第二百二十九条及び」とあるのは「第二百二十九条及び」と、「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百二十九条第一項」と読み替えるものとする。

第八条 附則第五条の規定は、新医療法第二百二十九条第一項の規定による指定について準用する。

条第一項の規定による指定について準用する。

この場合において、附則第五条第二項中「第二百二十九条及び」とあるのは「第二百二十九条及び」と「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百二十九条第一項」と読み替えるものとする。

第九条 厚生労働大臣は、施行日前においても、前条の規定による指定に関し、新医療法第二百二十九条第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものを公示することができる。

第十条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第二百二十九条の規定の例により、新医療法第二百二十九条第一項の確認を行なうことができる。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第六条の規定(医師法第十六条の十一第一項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第六条の規定による改正前の医師法(以下この条において「旧医師法」という)第十二条第一号に該当する者(附則第二十二条の規定による改正後の医師法第十二条第一号に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、医師の規定により旧医師法第十二条第一号に該当する者とみなされた者を含む。)は、第六条の規定による改正前の医師法第十二条第一号に該当する者(附則第二十二条の規定による改正前の医師法第十二条第一号に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、医師の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する診療放射線技師のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為を行なうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為を行なうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師の免許を受けた者であつて同日以後に診療

放射線技師の免許を受けたものは、第九条の規定による改正後の診療放射線技師法第二条第二項の規定に基づき放射線の人体に対する照射(放射性同位元素)その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む)を体内に挿入して行うものに限る)をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第十二条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学校のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(救急救命士法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 病院又は診療所の管理者は、施行日までの間に、当該病院又は診療所に勤務する救急救命士に対し、第十二条の規定による改正後の救急救命士法第四十四条第三項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(救急救命士法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

第十九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第百十五条规定の二十五の次に次の二条を加える。

(医師法の特例)

第百十五条の二十六 防衛省設置法第十六条第

試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学校の免許を受けたものは、診療の補助として、第十二条の規定による改正後の臨床工学校の操作として厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第十二条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学校のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(救急救命士法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 病院又は診療所の管理者は、施行日までの間に、当該病院又は診療所に勤務する救急救命士に対し、第十二条の規定による改正後の救急救命士法第四十四条第三項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(救急救命士法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

第十九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第百十五条规定の二十五の次に次の二条を加える。

(医師法の特例)

第百十五条の二十六 防衛省設置法第十六条第

一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十七条の二第一項に規定する試験に合格したものは、同法第十七条の規定にかかるらず、防衛医科大学校が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同項に規定する医業をすることができる。

六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

二十二条」を「第二章の二 再編計画の認定(第十二条の二—第十三条の十)」に、「第四章 特定民間施設の整備(第十二条 第二十二条)」に、「第三章 特定民間施設の整備(第十三条 第二十三条)」を「第三章の二 再編計画の認定(第十二条の二—第十二条)」に、「第四章 特定民間施設の整備(第十三条 第二十三条)」を「第三章の二 再編計画の認定(第十二条の二—第十二条)」に、「第四章 特定民間施設の整備(第十三条 第二十三条)」。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十五条第一項の改正規定中「第三十五条第一項中」の下に

(調整規定)

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十六条を同法第十七条とし、同法第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる改正規定の次に次のよう
に加える。

第三章を第四章とする。

第二章の二中第十一条の十を第十二条の十
とし、第十二条の九を第十二条の九とする。

第十一條の八第一項中「第十一條の三各号」を「第十一條の三各号」に改め、同条第二項中

「第十一条の四及び第十一条の五」を「第十二条の四及び第十二条の五」に改め、同条を第十二条の八とする。

第十一条の七を第十二条の七とする。

項」を「第十二条の二第三項」に改め、同条を第十二条の六とする。

第一条の五を第二条の五とし、第一条の四を第十二条の四とし、第十一条の三を第十二条の三とし、第十一条の二を第十二条

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の足進こに関する法律第三章と同法第二条とする。

合の在籍の件についても、同法第三章を同法第四章とし、同法第二章の次に一章を加える改正規定中「第三章を第四章」を「第二章の二を第三

第七条のうち地域における医療及び介護の総
章の二に改める。

理由

医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律
(題旨)
第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等が、継続して行われる必要がある医療及び介護、保育その他の福祉サービスの提供等に係る業務において、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延防止のための措置を講じつつ新型コロナウイルス感染症にかかる場合にその症状が重度となるおそれが高い患者、高齢者等と接触すること等により、身体的及び心理的負担を受ける中、強い使命感を持つて当該業務に従事していること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金(以下「慰労金」という)を支給するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定す

る新型コロナウイルス感染症をいう。

二 対象期間 新型コロナウイルス感染症が発生した日又はこれに相当する日として厚生労働省令で都道府県ごとに定める日から令和三年一月三十一日までの期間をいう。

三 濃厚接触者 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長が新型コロナウイルス感染症の患者(新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者を含む)と厚生労働省令で定める一定の接触があつたものと認める者をいう。

四 特定医療機関等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関その他の新型コロナウイルス感染症の患者(新型コロナウイルス感染症の疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。以下同じ)の医療を担当する施設又は新型コロナウイルス感染症に係る検体の採取等を行う施設として、厚生労働省令で定める施設をいう。

五 一般医療機関等 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関特定医療機関等に該当するものを除く)及び医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する助産所をいう。

六 医療機関等 特定医療機関等及び一般医療機関等をいう。

七 保険薬局 健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。

八 介護・障害福祉サービス事業所等 次に掲げる事業所又は施設をいう。

イ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)等第一項に規定する居宅サービス事業者、第五条第一項に規定する居宅サービス事業者、第八条第一項に規定する居宅サービス事業所等、同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業その他の厚生労働省令で定め

る事業を行なう事業所

口 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の指定に係る同法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業所

ハ その他厚生労働省令で定める要介護者、障害児等が入所する施設

子ども・子育て支援施設等 次に掲げる施設又は事業をいう。

イ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第四項に規定する教育・保育施設

ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第二項及び第九項から第十二項までに規定する事業(ニに掲げる施設において行なわれる事業を除く)。

ハ 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設・介護・障害福祉サービス事業所等に該当するもの及びイに掲げるものを除く)。

九 設又は事業をいう。

イ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第四項に規定する教育・保育施設

ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第二項及び第九項から第十二項までに規定する事業(ニに掲げる施設において行なわれる事業を除く)。

ハ 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設・介護・障害福祉サービス事業所等に該当するもの及びイに掲げるものを除く)。

一 令和二年七月一日から令和三年一月三十一日までの間に新型コロナウイルス感染症の患者に対する診療等が行われた医療機関等において、当該診療等が行われた日から同月三十日までの間に前項に規定する業務に従事した医療従事者等二十万円

二 特定医療機関等における医療従事者等のうち、前号に掲げる医療従事者等以外の者十

三 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

四 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

五 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

六 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

七 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

八 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

九 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一〇 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一一 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一二 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一三 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一四 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一五 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一六 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一七 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一八 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

一九 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

二〇 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

二一 一般医療機関等における医療従事者等のうち、第一号に掲げる医療従事者等以外の者五万円

(医療従事者等に対する慰労金の支給)
第三条 国は、対象期間に、医療機関等において、患者等と接する業務として厚生労働省令で定める業務に十日以上従事した医師、看護師等の医療従事者その他の者(令和二年七月一日以後に当該業務に従事していない者を除く)次項及び第五条第一項において「医療従事者等」といいう)に対して、その者の請求により、慰労金を支給する。
2 前項の慰労金の額は、次の各号に掲げる医療従事者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

従事する者で慰労金の支給を受けることができないものを慰労するための給付金の支給の必要性について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 政府は、今後の新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延の状況を勘案し、医療従事者等、保険薬局の薬剤師、介護・障害福祉サービス事業所等の職員、子ども・子育て支援施設等の業務従事者等を慰労するための更なる給付金の支給の必要性について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

理由

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等が、継続して行われる必要がある医療及び介護、保育その他の福祉サービスの提供等に係る業務において、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延防止のための措置を講じつ新型コロナウイルス感染症にかかった場合にその症状が重度となるおそれが高い患者、高齢者等と接触すること等により、身体的及び心理的負担を受ける中、強い使命感を持つて当該業務に従事していること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金を支給するため必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約二千七百億円の見込みである。